

遠野市広報遠野広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に事業所を有する企業等の広告（以下「広告」という。）を、市が発行する広報紙「広報遠野」（以下「広報紙」という。）に掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、次に掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報紙としての品位、公共性又は公益性を妨げるおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業に該当するもの
- (5) 児童又は青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙を除く各ページのうち市長が指定する位置とする。

(広告の種別、規格及び掲載料等)

第4条 掲載する広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格	掲載料	
		掲載期間が1か月間のもの	掲載期間が3か月間のもの
1号広告（2色）	縦45ミリメートル、横182ミリメートル	20,000円	
1号広告（カラー）	縦45ミリメートル、横172ミリメートル	30,000円	
2号広告（2色）	縦45ミリメートル、横85ミリメートル	10,000円	28,500円
2号広告（カラー）	縦45ミリメートル、横81ミリメートル	15,000円	42,750円
備考			
1 掲載する広告の原稿を提出すること。			
2 1号広告で掲載期間が3か月間のものは、掲載の募集をしないものであること。			

2 広告の掲載に併せて広告のデザインを市に依頼する場合は、掲載料のほか3,000円を徴収する。

(掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、広報紙及び市ホームページに掲載するほか、ケーブルテレビに放送して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、掲載を希望する広報紙の発行日の属する月の前月における最初の木曜日までに、広報遠野広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 掲載希望者は、市長から事業所の所在地、業務内容等が分かる資料を求められたときは、当該資料を申込書と併せて提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第7条 市長は、申込書を受理したときは、募集期間終了後、第2条に規定する基準に照らし合わせ、速やかに広告掲載の可否を決定し、広報遠野広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、決定の通知を受けた日から7日以内に、掲載しようとする広告の原稿等を市長に提出しなければならない。この場合において、当該原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

3 申込書の提出数が広告の募集件数を超えたときは、抽選により広告主を決定するものとする。

（掲載料の納付）

第8条 掲載料は、広告掲載の決定の通知を受けた日から7日以内に、一括して前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（掲載料の返還）

第9条 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告主の責任）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

（広告審査委員会）

第12条 市は、広告掲載の可否の決定に疑義が生じた場合に当該掲載の可否を審査するため、遠野市広告審査委員会を置くことができる。

2 遠野市広告審査委員会に委員長及び委員若干名を置き、委員長は副市長を、委員は市長が指名する職員をもって充てる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年1月24日遠野市告示第5号）

この告示は、平成25年3月18日から施行する。

附 則（令和3年10月1日遠野市告示第159号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。